

2026 年 7 月 23 日

各 位

会社名

TOMOEAWA

株式会社巴川コーポレーション

コード番号 3878

(URL <https://www.tomoegawa.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 井上 雄介

問合せ先 取締役専務執行役員

CFO 経営管理本部長 山口 正明

(T E L 0 3 - 3 5 1 6 - 3 4 0 3)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 8 月 21 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 35,302 株
(3) 処分価額	1 株につき 756 円
(4) 処分総額	26,688,312 円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 4 名 21,260 株 執行役員 6 名 14,042 株

2. 理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2026 年 6 月 25 日開催の当社第 167 回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額として 2024 年 6 月 26 日開催の第 165 回定時株主総会において承認をいただいた年額 240 百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含まない。）の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することにつき、ご承認をいただいております。併せて、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は 70,000 株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること等についても、ご承認をいただいております。また、2026 年 6 月 25 日開催の取締役会において、取締役に兼務しない執行役員（以下「対象執行役員」という。）についても、上記譲渡制限付株式報酬制度の対象とすることについて決定しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役及び対象執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに 先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役及び対象執行役員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役及び対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役及び対象執行役員は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬等委員会の諮問を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役及び執行役員の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計 26,692,000 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 35,302 株（取締役 21,260 株、執行役員 14,042 株）を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役4名及び対象執行役員6名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役及び対象執行役員との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限の期間

対象取締役及び対象執行役員（以下「対象取締役等」と総称する。）は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役または執行役員その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）当社による無償取得

対象取締役等が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役等が、法令、社内規則の重要な点に違反した場合、その他当社取締役会が定める事由に該当した場合には、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役等が、役務提供期間中、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役等が上記(2)に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間満了する前に上記(1)の地位を退任又は退職した場合には、当社は、役務提供期間に応じて按分計算を行い、未経過期間に対応する本割当株式の譲渡制限は解除せず、当該株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割

当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の 2026 年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 7 月 22 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である 756 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上